

議員提出第2号議案

大阪府議会情報公開条例及び大阪府議会の保有する個人情報の保護に関する条例一部改正の件

大阪府議会情報公開条例及び大阪府議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

大阪府条例第 号

大阪府議会情報公開条例及び大阪府議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

(大阪府議会情報公開条例の一部改正)

第二条 大阪府議会情報公開条例(平成十二年大阪府条例第百五十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(答申等)</p> <p>第三十条 審査会は、議長から第二十条第三項の規定による諮問があつたときは、速やかに、書面により答申しなければならない。</p> <p>2. 3 (略)</p>	<p>(答申等)</p> <p>第三十条 審査会は、議長から第二十条第三項の規定による諮問があつた日から起算して六十日以内に書面により答申するよう努めなければならない。</p> <p>2. 3 (略)</p> <p>4 議長は、審査請求があつた日から起算して九十日以内に当該審査請求に対する裁決をするよう努めなければならない。</p> <p>5 第十六条の規定は、前項の期間の計算について準用する。</p>

(大阪府議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第二条 大阪府議会の保有する個人情報の保護に関する条例(令和四年大阪府条例第八十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(答申等)</p> <p>第五十七条 審議会は、諮問があつたときは、速やかに、書面により答申しなければならない。</p> <p>2. 3 (略)</p>	<p>(答申等)</p> <p>第五十七条 審議会は、諮問があつた日から六十日以内に書面により答申するよう努めなければならない。</p> <p>2. 3 (略)</p> <p>4 議長は、審査請求があつた日から九十日以内に当該審査請求に対する裁決をするよう努めなければならない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

情報公開審査会等に対する諮問から同審査会等による答申までの期間について、「60日以内に答申するよう努めなければならない」を「速やかに答申しなければならない」とする等、規定の整備を行うものである。